

令和6年度版 神栖市環境白書

～人と自然が調和・共生する循環型社会のまち かみす～

 神栖市
令和7年3月

「はじめに」

神栖市における環境行政の最上位計画が「神栖市環境基本計画」です。市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもので、毎年目標と実績の管理を行い、時代の変化や市民のニーズ等に対応できるように取り組んでいます。

「環境白書」は、神栖市の環境行政の指針となる神栖市環境基本計画に掲げられた、環境の保全等に関する施策の進捗状況を取りまとめた年次報告書です。

詳細な環境データは「資料編」をご覧ください。

1 神栖市の環境政策における根拠

(1) 環境基本条例

神栖市では、「市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として平成17年3月に神栖市環境基本条例を制定しました。

基本理念(第3条 要約)

すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好な環境を確保する
人と自然との共生を図るとともに将来の世代へ継承する

健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な
循環型社会を構築する

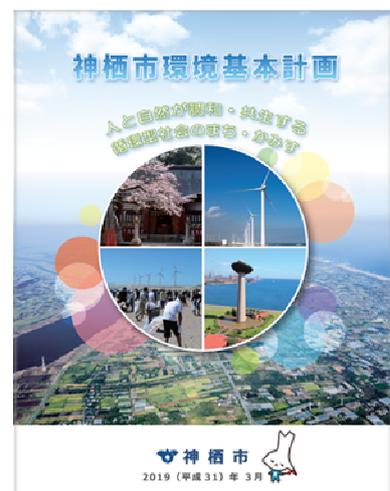
市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に、積極的
に環境の保全及び創造に取り組むこと

地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題であるととらえ、それぞれの事業活動
及び日常生活において積極的に推進しなければならない

(2) 環境基本計画

「神栖市環境基本計画」は神栖市環境基本条例第7条に基づき、環境基本条例に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現を目的として策定するものです。

平成31年3月に新たに策定した環境基本計画に基づき、令和10年度までの10年間を計画期間として施策を進行しています。



2 環境基本計画の概要

(1) 望ましい環境像

神栖市の豊かな自然を守っていくことのみならず、より良い環境を次の世代に引き継いでいくために、「人」と「自然」との調和と共生の実現を目指し、持続可能な循環型社会の構築を図ります。



(2) 基本目標

- 基本目標 1 気候変動防止に貢献し、備えるまち
- 基本目標 2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち
- 基本目標 3 自然といきものをまもり、共生するまち
- 基本目標 4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち
- 基本目標 5 みんなが環境をまもり、創造するまち

(3) 環境指標

基本目標ごとに環境指標を設定し環境の実態を定期的に把握することで、計画を管理しています。指標の達成状況は、環境白書(資料編)に記載しています。

施策の方向性	指標	施策の方向性	指標
1-1 温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量	4-1 大気環境基準の維持と向上	大気の汚染に係る環境基準達成率
1-2 気候変動への適応	神栖市ホームページの「エコ・省エネ支援」サイトへの年間アクセス件数	4-2 水質環境基準の達成	公共用水域の汚染に係る環境基準達成率
1-3 フロンの確実な回収の促進	大気環境中のフロン環境濃度	4-3 地下水質の安全確保	地下水質の汚染に係る環境基準達成率
1-4 酸性雨に関する情報の収集	降下ばいじん中の pH	4-4 生活排水処理率の向上	生活排水処理率
2-1 資源が循環する社会の構築	一人一日あたりごみ排出量	4-5 騒音・振動の少ない環境の維持	道路沿道地域の騒音・振動に係る環境基準達成率
2-2 水の健全な循環の確保	給水人口	4-6 においのない環境の達成	特定悪臭物質に係る規制基準達成率
2-3 農業による環境への負荷の削減	エコファーマー登録者数	4-7 安全確保のための化学物質等の管理	市内の空間放射線量
3-1 豊かな自然を有する地域の保全	海岸清掃参加者数	5-1 市民の環境保全活動の促進	環境関連のNPO・ボランティア団体数
3-2 自然環境の回復	公園への植栽の本数	5-2 事業者の環境保全活動の促進	消費生活展出席社数
3-3 人と自然とのふれあいの促進	一人あたりの都市公園の敷地面積	5-3 市の率先的な活動の実施	市役所からの温室効果ガス排出量

※計画の中間年度である令和6年度に改訂を行っておりますが、本白書で扱っている指標は改訂前のものになります。

3 令和5年度における神栖市の取組

1. 地球温暖化対策に関する取組

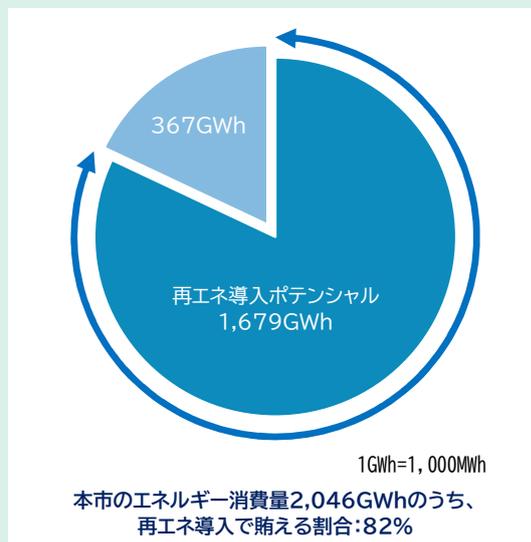
(1) 神栖市再生可能エネルギー導入計画策定

神栖市では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーを最大限に有効活用していく取組として、これまで取り組んできた再生可能エネルギーに関する成果や課題を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標や地域の将来ビジョンを示します。そして、市民、事業者、行政が一体となって総合的・効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的とし策定しました。令和6年度の環境基本計画の改訂では、本計画の内容を反映し、温室効果ガス削減目標を46%(平成25年度比)としました。

神栖市再生可能エネルギー導入計画



再生可能エネルギー導入計画表紙



再生可能エネルギー導入ポテンシャル



将来ビジョン

(3) 地球温暖化対策に貢献する機器等への補助金を通じ普及に努めています

神栖市では、地球温暖化対策の一環として、家庭の省エネを進めるための補助事業を行っています。

令和5年度の補助実績は太陽光発電システムが97件(約 640kW)、創・蓄エネルギー機器が79件、電気自動車が19件でした。

太陽光発電、高効率給湯器、低公害車等への補助実績 (平成 25 年度以降抜粋)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和5年度	合計
太陽光発電システム	110 件 (601kW)	133 件 (829kW)	104 件 (688kW)	97 件 (640kW)	444件 (2758kW)
創・蓄エネルギー機器※1	111 件	140 件	88 件	79 件	418 件
電気自動車※2	4 件	11 件	21 件	19 件	55 件

備考)※1 平成 25 年、平成 27 年にそれぞれ対象設備を変更しており、令和 5 年度現在はエネファーム、太陽熱温水器、定置用リチウムイオン蓄電池が対象。

※2 平成 24 年度から電気自動車及び急速充電設備が対象。以前は低公害車が対象。

これまでに補助を行った太陽光発電システム、高効率給湯器、電気自動車等による CO₂ 削減量は、合計約 5,810t※1です。

これは神栖市に神之池約 37 個分※2 の森林(1627ha※3)が創出されたことに相当します。

備考)※1 定置用リチウムイオン蓄電池は電力ピークコントロールのため、CO₂ 削減量については数値化していない。

※2 神之池面積は 44ha。

※3 森林 1ha 当たりの二酸化炭素の削減量は 3.57t。

《NEDO(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)「太陽光発電導入ガイドブック」》

2. 一般廃棄物に関する取組

(1) ごみの分別変更に関する周知

令和 6 年 4 月 1 日から鹿島共同可燃ごみクリーンセンターが稼働することに伴い、ごみの処理方法が「RDF(ごみ固形燃料)化処理」から「焼却処理」に変わったことから、ごみの分別変更に関する周知を行いました。



ごみの分別ガイドブック
(神栖地域用)



ごみの分別ガイドブック
(波崎地域用)



ごみの分別ポスター
(神栖地域用)

3. 動物・自然環境に関する取組

(1) 市民協働課 フラワーロード

「花とふれあいのまちづくり推進事業」は、花植えを通して、人と人のふれあいの輪を広げ、うるおいのあるまちづくりを推進し、都市景観の向上とともに、市民のまちづくり参加意識の高揚を図ることを目的とし、実施しています。

毎年春と秋の年2回、市内 6 箇所の花壇へ、市民ボランティアの皆さまの協力による花植えを行っております。

植栽地

－神栖・波崎地域－

- ・オークビレッジかみす前フラワーロード
- ・神栖中央公園前フラワーロード
- ・高梨自動車前(国道124号 荒波地区)
- ・旧太田駐在所前花壇
- ・別所Y字路花壇
- ・銚子大橋入口花壇

花植えの様子



神栖中央公園前フラワーロード

(2) 白砂青松（はくさせいしょう）再生プロジェクト

自ら育む豊かなまちづくりとして、先人たちが植え続けてきた松林をもう一度取り戻すため、ボランティアを募集し、松の苗木の植樹を実施しています。

開催概要

開催日	令和6年3月3日(日曜日)
活動主体	神栖市美化運動推進連絡協議会
会場	神栖市豊ヶ浜海岸

白砂青松再生プロジェクトの様子



(3) 茨城県 地域猫活動 (TNR 活動)

地域猫活動とは、飼い主のいない猫を地域住民が主体となり、継続的な飼育管理を行うことで、一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫の数と猫による被害を減らし、住み良い地域を作ることを目指す活動です。

地域猫活動に取り組む市町村や地域を茨城県が支援することにより、県内に地域猫活動を普及・定着させ、飼い主のいない猫の適正管理を図り、快適な生活環境の保持推進に寄与することを目的としています。

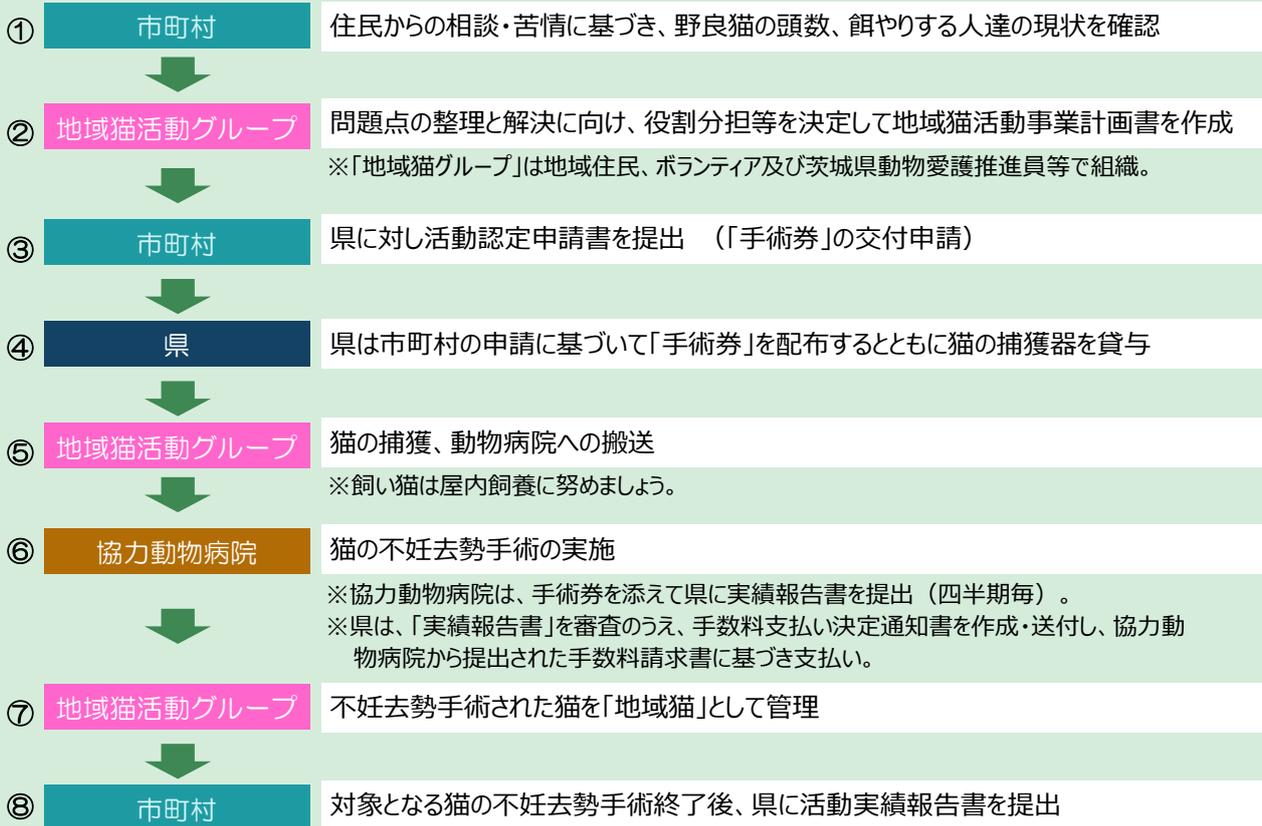
県の制度を使用すると、手術券として1頭につきメス猫1万円、オス猫 7千円分が助成されます。

令和5年度の神栖市内では、7地区合計で158頭に適用されました。

(波崎地区で、71頭、太田新町地区、柳川地区、太田地区でそれぞれ20頭、息栖地区で15頭、堀割地区、土合北地区それぞれで6頭)

地域猫活動 (TNR 活動) の取組方法

地域猫活動推進事業について (地域猫活動の具体的な進め方)



令和5年度 実績		
7地区	波崎	71頭
	太田新町	20頭
	柳川	20頭
	太田	20頭
	息栖	15頭
	堀割	6頭
	土合北	6頭
計		158頭



[発行元] 神栖市生活環境部環境課
〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
電話 0299 (90) 1111 (代表)
ファクス 0299 (90) 1112